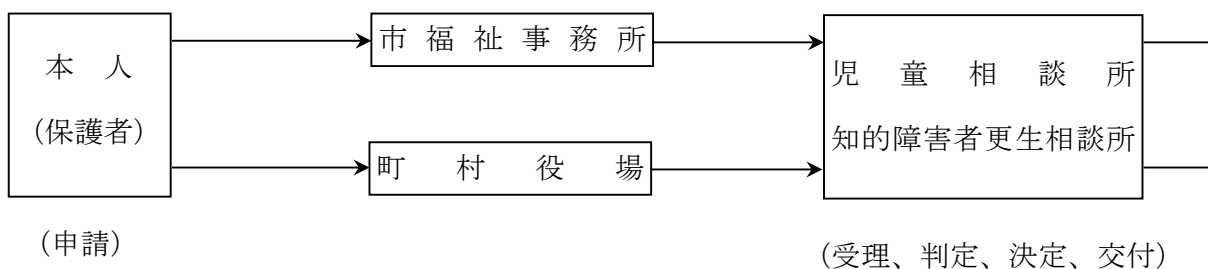


## 2 療育手帳の交付を受けるには

(知的障害者)

内 容	療育手帳は、知的障害者が一貫した療育・援助を受け、この手帳を取得したことにより様々な福祉施策を受けやすくすることを目的としたものです。 なお、知的障害者福祉法による援護以外にも、電車、バス飛行機（国内線に限る）などの交通機関を割引料金で利用する場合等にも利用できます。 障害の程度によって、A1, A2, B1, B2に区分されます。
交付対象	児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障害と判定された者
窓 口	児童相談所、知的障害者更生相談所、市町村障害福祉担当課
手 続	交付申請書、写真（縦4cm×横3cm正面脱帽）を窓口提出します。



[本人の写真を添付]

